

大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり建設機械器具等の支援に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な被害を生ずるものであって、相模原市災害対策本部が設置され得る規模のものに限る。）をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な支援を受けるために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための支援（以下「支援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により支援を要請することができる。

- （1）災害の状況及び支援を要請する理由
- （2）支援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
- （3）支援を必要とする場所
- （4）支援を必要とする期間
- （5）その他支援に必要な事項

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限りこれに応ずるものとし、支援可能な建設機械器具等について速やかに会員の情報を収集し、甲に対し文書により報告するものとする。

（建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第3条 前条第1項の規定による支援を行う場合は、乙又は乙の会員は、甲が指定した場所において、甲又は甲が指定するものに対して建設機械器具等の引渡しを行い、甲又は甲が指定するものから引取りを行うものとする。また、引渡しに際して設置作業等が必要な場合については、甲の指示により乙又は乙の会員が行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による支援に従事した場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1）建設機械器具等の種類、規格及び数量
- （2）その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき乙が行った支援に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議の上算定するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、支援に従事した者が当該支援に従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）を適用し補償する。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者への損害賠償責任等)

第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第9条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。

2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正し、甲に報告するものとする。

3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。

4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長 加山 俊夫



乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金子 真紀子

